

## 第六号

## 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（食品表示適正化推進員）

**第十二条の二** 知事は、県民の食品表示の適正化に関する自主的な活動を促進するため、食品表示の適正化の推進及び普及啓発に熱意と識見を有する者のうちから、食品表示適正化推進員を委嘱することができる。

2 食品表示適正化推進員は、地域において、次に掲げる活動を行う。

一 食品表示に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

二 食品表示の適正化を推進するために県が行う施策に必要な協力をすること。

第二十二條第一項第二号中「第四条第一項」を「第五条」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

食品表示の適正化に関する施策を効果的に推進するため、食品表示適正化推進員を新たに設置する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由であ

る。